第六十一条の二の六を第六十一条の二の九とする。

第六十一条の二の五中「、前条第一項」を「、第六十一条の二の四第一項」に改め、同条第一号及び第二号中「前条第一項」を「第六十一条の二の四第一項」に改め、同条第三号中「前条第三項」を「第六十一条の二の四第三項」に改め、同条に次の一号を加える。

六　次条第一項の規定に違反する活動を行つたこと。

第六十一条の二の五を第六十一条の二の六とし、同条の次に次の二条を加える。

（活動の範囲）

第六十一条の二の七　第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けた外国人は、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行つてはならない。ただし、報酬を受ける活動について、次項の規定による許可を受けて行う場合は、この限りでない。

2　法務大臣は、第六十一条の二の四第一項の規定による許可を受けた外国人が生計を維持するために必要な範囲で行う報酬を受ける活動について、その者の申請があつた場合に、相当と認めるときは、これを行うことを許可することができる。この場合において、法務大臣は、当該許可に必要な条件を付することができる。

3　法務大臣は、前項の規定による許可をしたときは、法務省令で定めるところにより、第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書にその旨及び当該許可に付された条件を記載するものとする。

4　法務大臣は、第二項の規定による許可を受けた外国人が同項の規定に基づき付された条件に違反した場合その他当該外国人に引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと認める場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。

（活動の状況の届出）

第六十一条の二の八　前条第二項の規定による許可を受けた外国人は、法務省令で定めるところにより、当該許可を受けて行つた活動の状況その他法務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

第六十一条の二の四の次に次の一条を加える。

（仮滞在の許可を受けた者の在留資格の取得）

第六十一条の二の五　法務大臣は、前条第一項の規定による許可を受けた外国人に対し、当該外国人が次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、在留資格の取得を許可することができる。ただし、当該外国人が無期若しくは一年を超える拘禁刑に処せられた者（刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であつてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間が一年以下のものを除く。）又は第二十四条第三号の二、第三号の三若しくは第四号ハ若しくはオからヨまでのいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある者である場合は、当該外国人に対し、在留資格の取得を許可しないことが人道上の配慮に欠けると認められる特別の事情があると認めるときに限る。

一　かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。

二　人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。

三　その他法務大臣が在留資格の取得を許可すべき事情があると認めるとき。

2　法務大臣は、前項の規定による許可をするかどうかの判断に当たつては、当該外国人について、在留を希望する理由、家族関係、素行、本邦に入国することとなつた経緯、本邦に在留している期間、その間の法的地位、在留資格未取得外国人となつた経緯及び人道上の配慮の必要性を考慮するほか、内外の諸情勢及び本邦における不法滞在者に与える影響その他の事情を考慮するものとする。

3　第二十条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。

第六十一条の三第二項第二号中「第六十一条の二の八第二項」を「第六十一条の二の十一第二項」に、「第六十一条の九の二第四項」を「第六十一条の八の二第四項」に改め、同項第三号中「第十九条の三十七第一項」の下に「、第四十四条の九第一項及び第二項、第五十二条の七第一項及び第二項」を加え、「及び第六十一条の二の十四第一項」を「並びに第六十一条の二の十七第一項及び第二項」に改め、同項第七号中「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の八十五第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第六号の次に次の五号を加える。

七　第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定及び第五十二条の二第六項に規定する監理措置決定を行うこと。

八　第四十四条の五第一項の規定による許可を行うこと。

九　第五十二条第八項の規定による通知を行うこと。

十　第五十二条第十二項の規定による命令を行うこと。

十一　第五十五条の二第一項の規定により本邦からの退去を命ずること。

第六十一条の三の二第二項第三号中「入国者収容所、収容場」を「入国者収容所等」に改め、同項第四号中「及び」を「、第四十四条の九第一項及び第二項、第五十二条の七第一項及び第二項並びに」に改め、同項第六号中「第六十一条の九の二第四項」を「第六十一条の八の二第四項」に改め、同条第四項中「（昭和二十二年法律第百二十号）」を削る。

第六十一条の六から第六十一条の七の六までを削り、第六十一条の六とし、第六十一条の八を第六十一条の七とし、第六十一条の七の二を第六十一条の八とし、第六十一条の九を第六十一条の八とする。

第六十一条の九の二第一項中「第六十一条の二の八第二項においてこれらの規定を」を「これらの規定を第六十一条の二の十一第二項において」に改め、同条第六項ただし書中「第六十一条の二の八第二項」を「第六十一条の二の十一第二項」に改め、同条を第六十一条の八の二とする。

第六十一条の九の三第一項第二号中「申請又は」を「申請、」に改め、「受領」の下に「又は第四十四条の六若しくは第五十二条の五の規定による届出」を加え、同項第三号中「及び第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）」を「、第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）及び第六十一条の二の五第三項」に、「第五十条第七項」に、「第六十一条の二の二第三項第一号」を「第六十一条の二の二第二項第一号」に改め、同条第二項中「順位」を「順序」に改め、同条を第六十一条の八の三とする。

第六十一条の十の前の見出しを削り、同条を第六十一条の九とし、同条の前に見出しとして「（出入国在留管理基本計画）」を付し、第六十一条の十一を第六十一条の十とする。

第六十三条第一項中「収容しないとき」の下に「、又は第四十四条の二第一項の監理措置に付さないとき」を加え、「前条の規定により」を「第四十四条の規定による」に改め、「引渡し」の下に「又は第四十四条の七の規定による違反事件の引継ぎ」を、「あるときは」の下に「と、第五十条第二項中「収容令書により収容された外国人又は監理措置決定を受けた」とあるのは「第四十五条第一項の規定により入国審査官の審査を受けることとされた」を加え、同条第三項中「第五十五条の二第二項」を「第五十五条の八十四第二項」に改める。

第六十四条の見出し中「引渡」を「引渡し等」に改め、同条第一項中「決定するときは、入国警備官による収容令書又は退去強制令書の呈示をまつて、当該被疑者を釈放して当該入国警備官に引き渡さなければ」を「決定したときで、その被疑者について入国警備官から次の各号に掲げる提示又は通知を受けたときは、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　収容令書又は退去強制令書の提示　当該被疑者を釈放して入国警備官に引き渡す措置

二　第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定又は第五十二条の二第六項に規定する監理措置決定の通知　当該被疑者を釈放する措置

第六十四条第二項を次のように改める。

2　矯正施設の長は、第六十二条第三項又は第四項に規定する場合において、同条第一項の外国人について入国警備官から次の各号に掲げる提示又は通知を受けたときは、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　収容令書又は退去強制令書の提示　釈放と同時に当該外国人を当該入国警備官に引き渡す措置

二　第四十四条の二第七項に規定する監理措置決定又は第五十二条の二第六項に規定する監理措置決定の通知　当該外国人を釈放する措置